



空き家の 解体補助 あります

法人の
申請も
可能です



神戸市すまいの総合窓口
すまいるネット

解体補助
専用ダイヤル Tel:078-647-9969

〒653-0042 神戸市長田区二葉町5丁目1-1 アスタくにつか5番館2階

すまいるネット 神戸

Fax:078-647-9912

受付時間 10:00-17:00 水曜・日曜・祝日定休



対象者

神戸市内にある対象家屋の所有者等 ※個人・法人どちらも対象です

補助の条件

①②いずれにも該当すること

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された家屋であること
- ② 次のどれかにあてはまること

- ・ 破損のある古い空き家
- ・ 幅2m未満の道のみ接する家屋
- ・ 60㎡未満の土地に建つ家屋

・ 建物の構造(木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造など)や用途(住宅・共同住宅・店舗など)は問いません
 ・ 門塀や立木などの除却を含め敷地全体を更地にすることが必要です

補助額

解体にかかる対象費用の1/3 (最大60万円)

※補助の条件が“破損のある古い空き家”に該当する家屋で次のいずれかに該当する場合、補助額が最大100万円となります

- ・ 幅員4m未満の道路(建築基準法第42条2項または3項)や通路にのみ接する
- ・ 延床面積が100㎡以上かつ3戸以上で、登記・課税台帳上「寄宿舍」または「共同住宅」の記載がある

申請期間

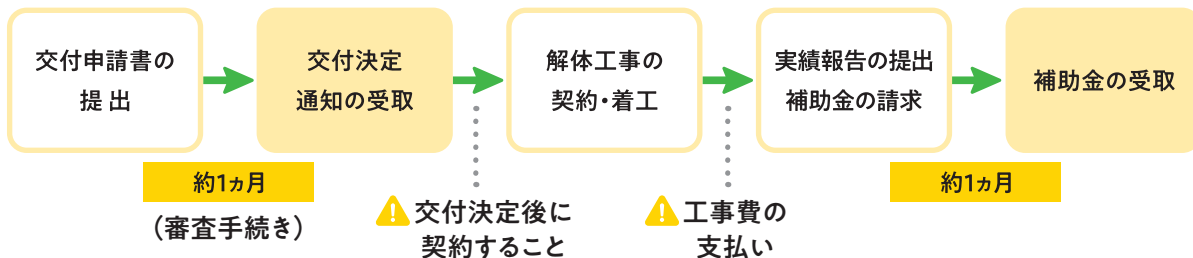
令和5年2月20日から令和6年1月30日まで

※予算が無くなり次第終了します

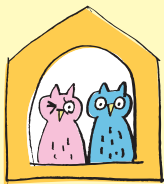
※実績報告は令和6年3月29日までに完了させてください

申請方法

申請・書類提出やご相談で来所される時は事前に予約が必要です



※すでに解体工事の契約・着工している家屋は補助対象外です ※書類の訂正などにより、手続きの期間が変わる場合があります
 ※交付決定通知は、令和5年4月以降に随時行います



神戸市すまいの総合窓口
すまいるネット



神戸市すまいの総合窓口 すまいるネット

解体補助専用ダイヤル
電話番号 **078-647-9969**

受付時間 10:00-17:00 水曜・日曜・祝日定休

アクセス 〒653-0042 神戸市長田区二葉町5丁目1-1 アスタくにつか5番館2階

JR、地下鉄西神・山手線 海岸線

新長田駅 から南へ 徒歩約13分

地下鉄海岸線

駒ヶ林駅 から 徒歩約3分

